

# ぐんま電子申請受付システム ～申請開始手続き①～

画面表示イメージ

ぐんま電子申請受付システム 群馬県

ログイン  
利用登録

申請団体選択 申請書ダウンロード

手続き申込 申込内容照会 照会署名検証

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	法人の県民税均等割の申告及び減免申請（令和5年度分 確定版テスト）
受付時期	2023年3月4日0時00分 ～ 2023年3月31日23時59分

利用者登録せずに申し込む方は[こちら](#) >

利用者登録される方は[こちら](#)

①「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック。

この手続きは連絡が取れるメールアドレスの入力が必要です。下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	法人の県民税均等割の申告及び減免申請（令和5年度 テスト用）税務課用
説明	<p><b>受付は令和5年4月1日から開始となります。</b></p> <p>この申請では、地方税法53条第31項に規定する申告書の提出と、県税条例第49条第2項の規定による申請書の提出を行うことができます。</p> <p>申告及び申請の期限：<b>令和5年5月1日（月）</b></p> <p>申請に際しては、まず均等割申告書の項目を入力していただき、該当がある場合は続けて減免申請書に関する項目を入力してください。</p> <p>こちらもご覧ください。 <a href="https://www.pref.gunma.jp/site/tax/181322.html">https://www.pref.gunma.jp/site/tax/181322.html</a></p>
受付時期	2023年3月4日0時00分 ～ 2023年5月1日23時59分
問い合わせ先	各行政県税事務所
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

<利用規約>

- 目的  
群馬県情報化推進協議会汎用受付システム部会（以下「部会」といいます。）は、ぐんま電子申請受付システム（以下「本システム」といいます。）を利用したサービス（以下「本サービス」といいます。）を運営、提供します。  
部会は、群馬県及び県内の参加市町村（以下「参加自治体」といいます。）により構成されます。  
「ぐんま電子申請受付システムサービス利用規約」（以下「本利用規約」といいます。）は、本サービスを利用する場合に必要な事項について定めるものです。  
本サービスの利用に当たっては、本利用規約に対する同意が必要です。本サービスの利用の前に、本利用規約を確認いただき、その内容に同意の上で利用してください。本サービスを利用した方は、本利用規約に同意したものとみなします。  
何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本サービスを利用することができません。  
なお、閲覧のみについても、この規約に同意したものとみなします。
- 本サービス内容  
申請・届出等手続を電子的に受け付けるサービス

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

受付時期は 2023年3月4日0時00分 ～ 2023年5月1日23時59分 です。  
「申込む」ボタンを押す時、上記の時間をすぎていると申込ができません。

②利用規約をご覧ください、同意いただける場合は「同意する」をクリック。

< 一覧へ戻る 同意する >

ぐんま電子申請受付システム 群馬県

ログイン  
利用登録

申請団体選択 申請書ダウンロード

手続き申込 申込内容照会 照会署名検証

手続き申込

手続き選択をする メールアドレスの確認 内容を入力する 申し込みをする

利用者ID入力

法人の県民税均等割の申告及び減免申請（令和5年度分 確定版テスト）

連絡が取れるメールアドレスを入力してください。  
入力完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。  
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。  
また、迷惑メール対策を行っている場合には、「test-pref-gunma@s-kantan.com」からのメール受信が可能な設定に変更してください。  
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが受信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。  
なお、送信元のメールアドレスに送信しても問い合わせには対応できません。  
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定がされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

連絡先メールアドレスを入力してください **必須**

連絡先メールアドレス（確認用）を入力してください **必須**

< 説明へ戻る 完了する >

③メールアドレスを入力し、「完了する」をクリック。

ぐんま電子申請受付システム 群馬県

ログイン  
利用者登録

申請団体選択 申請書ダウンロード

手続き申込 申込内容照会 職責署名検証

手続き申込

手続き選択をする メールアドレスの確認 内容を入力する 申し込みをする

メール送信完了

法人の県民税均等割の申告及び減免申請（令和5年度分 確定版テスト）

メールを送信しました。  
受信したメールに記載されているURLにアクセスして、残りの情報を入力してください。  
申込画面に進めるのはメールを送信してから24時間以内です。  
この時間を過ぎた場合はメールアドレスの入力からやり直してください。

< 一覧へ戻る

入力したメールアドレスあてに連絡先アドレス確認メールが送信されます。

## 【連絡先アドレス確認メール】

denshi-shinsei@s-kantan-mail.bizplat.asp.lgwan.jp <denshi-shinsei@s-kantan-mail.bizplat.asp.lgwan.jp>

2023/03/04 (土) 15:26

宛先:

(試験)ぐんま電子申請受付システム

手続き名:

法人の県民税均等割の申告及び減免申請（令和5年度分 確定版テスト）

の申込画面へのURLをお届けします。

◆パソコン、スマートフォンはこちらから  
[http://s-kantan.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-gunma-u/offer/completeSendMail\\_gotoOffer.action?completeSendMailForm.templateSeq=6876&num=0&t=1677911189414&user=ogoh-k%40pref.gunma.lg.jp&id=839f5b1e80eba34526da43d5d8d53aac](http://s-kantan.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-gunma-u/offer/completeSendMail_gotoOffer.action?completeSendMailForm.templateSeq=6876&num=0&t=1677911189414&user=ogoh-k%40pref.gunma.lg.jp&id=839f5b1e80eba34526da43d5d8d53aac)

上記のURLにアクセスして申込を行ってください。

問い合わせ先  
各行政県税事務所  
電話：なし  
FAX：なし  
メール：なし

このメールは自動配信メールです。  
返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

④確認メールに記載されたURLから申請の画面に進みます。

## 均等割申告書の作成

均等割申告書（第11号様式）に関する項目を入力してください。

申告年月日 **必須**

令和  年  月  日

申告先行政県税事務所 **必須**

申告書を提出する先の行政県税事務所を選択してください。  
なお、申告先行政県税事務所は法人の所在地により次のとおりです。

申請先行政県税事務所 【法人所在地】

前橋行政県税事務所・・・【前橋市、渋川市、榑東村、吉岡町、伊勢崎市、玉村町】  
高崎行政県税事務所・・・【高崎市、安中市、藤岡市、上野村、神流町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町】  
吾妻行政県税事務所・・・【中之条町、長野原町、嬉恋村、草津町、高山村、東吾妻町】  
利根沼田行政県税事務所・・・【沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町】  
太田行政県税事務所・・・【太田市、桐生市、みどり市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町】

県法人番号 **必須**

行政県税事務所から送付された申告書等に記載されている**県法人番号**（2ケタ数字+ハイフン+6ケタ数字）を入力してください。（0も入力してください。）

例：01-000000

新設法人等で県法人番号がない場合は、「00-000000」と入力していただき、次の項目で法人の定款、寄付行為、規則または規約のうち該当するものを添付してください。

県法人番号  (半角または全角数字で入力)

県法人番号がない場合の確認書類

県法人番号がない場合は、法人の定款、寄付行為、規則または規約のうち該当するものの写しを添付してください。1つ上の項目で県法人番号を記載いただいている場合、添付は不要です。

日付は自動入力されます。

法人の主たる事務所の所在地に応じて、提出先の行政県税事務所をリストから選択してください。

県法人番号を入力してください。  
（2ケタ数字+ハイフン+6ケタ数字のものです。）  
県税事務所から送付されるお知らせ等に記載がありますのでご確認ください。  
新設して間もない法人等で県法人番号が付番されていない場合は「00-000000」と入力してください。

県法人番号がない法人については、法人の定款、寄付行為又は規約等で該当するものの写しを添付してください。

## 申告法人の法人番号

申告法人の、国税庁から付番された法人番号をハイフンなしの13桁で記入してください。

 (半角または全角数字で入力)

## 申告法人の名称 **必須**

申告する法人の名称を記入してください。

例：特定非営利活動法人 ○○○○

## 申告法人の名称（ふりがな）

## 本店が所在する都道府県 **必須**

- 群馬県  
 群馬県以外

選択解除

## 本店所在地 **必須**

本店所在地を入力してください。

他都道府県に本店がある場合は、都道府県名から入力してください。

例：前橋市大手町 1 - 1 - 1

## 本店所在地の電話番号 **必須**

例のように、法人の種類も含めて、入力してください。

本店所在地について選択してください。  
群馬県以外を選んだ場合は、群馬県内の主たる事務所についても続く項目で入力します。

## 群馬県内に有する主たる事務所の名称 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

群馬県に本店がある法人はこの欄への入力不要です

他都道府県に本店がある法人は、群馬県の主たる事務所の名称を入力してください。

## 群馬県内に有する主たる事務所の名称（ふりがな） **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

群馬県に本店がある法人はこの欄への入力不要です

上記で入力した名称のふりがなを入力してください

## 群馬県内に有する主たる事務所の所在地 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

群馬県に本店がある法人はこの欄への入力不要です

他都道府県に本店がある法人は、群馬県の主たる事務所の所在地を入力してください。

## 群馬県内に有する主たる事務所の電話番号 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

群馬県に本店がある法人はこの欄への入力不要です

他都道府県に本店がある法人は、群馬県の主たる事務所の電話番号を半角数字で入力してください。

## 申告法人の代表者名 **必須**

申告法人の代表者名を職名から記入してください。

例：代表理事 ○○○○

代表者名

代表者名は、職名も含めて入力してください。

## 申告法人の代表者名（ふりがな）

## 均等割額の算定期間の開始日 **必須**

均等割額の算定期間の開始日を半角数字で入力してください。

通年で活動された場合の開始日は令和5年4月1日となります。

令和5年4月2日から令和6年3月31日の間に新設された法人は、法人設立日が開始日となります。

▼  年  月  日

均等割額の算定期間について、半角数字で入力してください。

## 均等割額の算定期間の終了日 **必須**

均等割額の算定期間の終了日を半角数字で入力してください。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に解散された法人は、解散日が終了日となります。

▼  年  月  日

## 算定期間の月数 **必須**

上記で記載いただいた算定期間の月数を選択してください。

通年で事業をされていた場合は「12」月となります。

1月に満たない端数は切り捨てとなり、算定期間全体が1月未満の場合は1月となります。

例：令和5年10月5日に設立した法人の場合、令和6年3月4日まで暦に従って月数を数え、3月5日から3月31日までの日数は端数として切り捨てるので、「5」月となります。

※初期設定は「12」になっています。選択誤りにご注意ください。

12 ▼

算定期間の月数を選択してください。  
（1月に満たない端数は切り捨てです。）  
初期値は12が選択されているので、  
新設の場合や解散した場合は選択誤りに  
ご注意ください。

## 申告により納付すべき県民税の均等割額 **必須**

上記で算定した月数を基に計算した課税額を選択してください。

算定期間が1年間の場合は21,400円を選択してください。

算定期間が1年に満たない場合は月割計算となります。

例：令和5年10月5日に設立した法人の場合、以下のとおりとなります。

$21,400円 \times 5 / 12 = 8,916.6666 \rightarrow 8,900円$

※初期設定は「21400」となっています。選択誤りにご注意ください。

21400

均等割額も月数と同様に選択してください。  
初期値は21400となっていますので、  
選択の誤りにご注意ください。

## 申告者の確認

税理士や税理士法人が、法人の代理で申告する場合は、「税理士等」を選択してください。

- 税理士等
- それ以外

選択解除

申告者について選択してください。  
税理士や税理士法人が代理申告する場合は  
「税理士等」を選択のうえ、  
税理士名や電話番号を入力いただき、  
税務代理権限証書を添付してください。

## 減免申請の有無 **必須**

今回の均等割申告と併せて減免申請を行うかを選択してください。

- 減免申請を併せて行う。(続いて以下の欄を入力してください。)
- 減免申請を併せて行わない。(入力項目は以上です。)

選択解除

続けて、減免申請を行うか選  
択してください。  
均等割申告のみを行う場合、  
入力はここまでとなります。

### 申告者の確認

税理士や税理士法人が、法人の代理で申告する場合は、「税理士等」を選択してください。

- 税理士等
- それ以外

選択解除

### 関与税理士 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

関与税理士名を入力してください。

### 関与税理士電話番号 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

関与税理士の電話番号を入力してください。

### 税務代理権限証書の添付 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

税務権限代理証書を添付してください。

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除



## 県民税減免申請書の作成

### 減免を受けようとする事由 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

減免申請の事由を以下より選択してください。  
あてはまるものがない場合は、その他を選択し、事由を記載してください。

- 公益社団法人又は公益財団法人で収益事業を行っていない。
- 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体で収益事業を行っていない。
- 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で収益事業を行っていない。
- 上記に掲げる法人又は団体とその性格及び事業内容が類似しているもので収益事業を行っていない。
- その他

選択解除

### 継続申請の確認（認可地縁団体） **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

今回の申請がどちらに該当するか選択してください。

- 前年度からの継続申請である。
- 初回申請である。

選択解除

### 収益事業の確認 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

法人の実施する事業が、収益事業に該当しない場合に減免が受けられる可能性があります。  
※収益事業にあたるかどうかは管轄の税務署に確認してください。

- 収益事業に該当しないことを税務署に確認した。

### 添付書類 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

添付ファイル

総会での承認を受けていない等の理由により、内容が確定していない場合は、その案を添付してください。  
この場合、総会後に改めて申請先の行政県税事務所にご連絡ください。  
総会前後で内容に変更があった場合には、改めて添付書類の提出をお願いします。

減免申請の事由を選択してください。  
その他を選択した場合は、テキストボックスに事由を入力してください。

1つ上の項目で認可地縁団体にかかる事由を選択した場合は、継続申請か初回の申請かを選択してください。

収益事業に該当しないかどうか税務署に確認の上チェックをつけてください。（このチェックがされていないとエラーとなります。）

事業報告書や収支報告書を添付してください。  
添付ファイルは10個、合計50MBまで添付可能です。

## 添付書類の郵送提出 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

添付書類を今回の申請で添付せず、別途郵送いただく場合はチェックを入れてください

添付書類は郵送で提出する

## 郵送する添付書類の内容 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

添付書類を郵送される場合、郵送する予定の書類を選択又は記載してください。

- 事業報告書
- 収支決算書（活動計算書）
- その他

## 総会実施日（予定日） **必須** **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

今回提出していただく書類が確定されたものが確認するため、総会の実施日を半角数字で入力してください。  
なお、総会実施前の資料を添付いただく場合は総会の予定日を入力してください。

年  月  日

## この申請について応答する担当者の氏名 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

この申請について担当される方のお名前を記入してください。

## 電話番号 **必須** **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

内容の確認等で担当者からご連絡させていただく場合があります。  
8:30～17:15の間に連絡のつく電話番号を入力してください。

今回の申請で添付書類を提出できない場合で、後日郵送いただく場合にチェックをつけてください。

また、次の項目で郵送予定の書類にチェックをつけてください。

総会を実施した日を半角数字で入力してください。

なお、これから総会を実施する場合は、その予定日を入力してください。

入力内容について確認をさせていただくことがありますので、担当の方のご連絡先を入力してください。



## 還付用口座の確認

均等割額の納付の有無 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

今回の申請に際して、納付の有無を選択してください。

- 納付している  
 納付していない

選択解除

還付用口座の有無 選択肢の結果によって入力条件が変わります

還付用口座がある場合は、続いて金融機関名等の入力をお願いします。

※還付用口座は、**法人名義の口座**を入力してください。

解散した法人で、法人名義の口座がない場合は、管轄の県税事務所にご相談ください。

還付用口座がない場合は、支払通知書による隔地払いとなります。

- あり  
 なし（隔地払いでの還付を希望）

選択解除

金融機関名 選択肢の結果によって入力条件が変わります

例：〇〇銀行、××信用金庫等

店名 選択肢の結果によって入力条件が変わります

例：本店、〇〇支店、××出張所等 ゆうちょ銀行の場合は漢数字3桁

種別 選択肢の結果によって入力条件が変わります

- 普通  
 当座

選択解除

口座番号 選択肢の結果によって入力条件が変わります

今回の均等割申告について、納付したかどうかを選択してください。  
(納付をされずに減免が認められなかった場合、申告納付期限から延滞金が計算されます。)

均等割額を納付済みで減免が承認された場合、原則として法人名義の口座へ還付となります。口座がある場合は、口座の情報を入力してください。一方、口座が未作成などやむを得ない場合には、口座への還付ではなく、支払通知書による還付となります。

## 審査結果の送付先

審査の結果は書面で通知します。本店所在地への発送が原則となりますが、受取人がいない等の理由により、本店所在地以外の場所に送付を希望される場合に入力してください。なお、入力いただいた所在地への発送は今回の審査結果の発送のみに適用となります。本店所在地等に変更がある場合は、別途届出をお願いします。

郵便番号 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

郵便番号

送付先所在地 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

住所

必要な項目の入力ができたら「確認へ進む」をクリック。

入力内容の誤りや未入力があるとエラーとなります。  
エラーの箇所は黄色着色されますので、修正して再度申請し直してください。

減免申請の審査結果については、原則として本店所在地に送付されます。ただし、本店所在地に受取人がいない等の理由がある場合は、別の送付先を指定できます。なお、記載いただいた送付先は、今回の審査結果の発送についてのみ適用されます。

▲ 入力不備の項目があります。(詳細な内容は、各項目をご参照ください。)

## 均等割申告書の作成

均等割申告書(第11号様式)に関する項目を入力してください。

申告年月日 **必須**

令和  年  月  日

申告先行政県税事務所 **必須**

▲ 申告先行政県税事務所が初期項目のままです。値を変更してください。

申告書を提出する先の行政県税事務所を選択してください。  
なお、申告先行政県税事務所は法人の所在地により次のとおりです。

- 申請先行政県税事務所 **【法人所在地】**
- 前橋行政県税事務所・・・【前橋市、渋川市、榛東村、吉岡町、伊勢崎市、玉村町】
  - 高崎行政県税事務所・・・【高崎市、安中市、藤岡市、上野村、神流町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町】
  - 吾妻行政県税事務所・・・【中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町】
  - 利根沼田行政県税事務所・・・【沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町】
  - 太田行政県税事務所・・・【太田市、桐生市、みどり市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町】

## 手続き申込

手続き選択をする	メールアドレスの確認	内容を入力する	申し込みをする
----------	------------	---------	---------

### 申込確認

法人の県民税均等割の申告及び減免申請（令和5年度）

## 均等割申告書の作成

申告年月日	
申告先行政県税事務所	
県法人番号	
県法人番号がない場合の確認書類	
申告法人の法人番号	
申告法人の名称	
申告法人の名称（ふりがな）	
本店が所在する都道府県	
本店所在地	
本店所在地の電話番号	
申告法人の代表者名	
申告法人の代表者名（ふりがな）	
均等割額の算定期間の開始日	
均等割額の算定期間の終了日	
算定期間の月数	
申告により納付すべき県民税の均等割額	
申告者の確認	
減免申請の有無	

## 県民税減免申請書の作成

減免を受けようとする事由	
継続申請の確認（認可地縁団体）	
収益事業の確認	
添付書類	
添付書類の郵送提出	
郵送する添付書類の内容	
總會実施日（予定日）	
この申請について応答する担当者の氏名	
電話番号	
<b>還付用口座の確認</b>	
均等割額の納付の有無	
還付用口座の有無	
金融機関名	
店名	
種別	
口座番号	
<b>審査結果の送付先</b>	
郵便番号	
送付先所在地	

入力内容に誤りがないか確認できたら「申込む」ボタンをクリック。

< 入力へ戻る	<b>申込む &gt;</b>
---------	-----------------

s-kantan.bizplat.asp.lgwan.jp の内容

ログイン  
利用者登録

整理番号・パスワードをメモなどにお控えいただくか、  
当ページをファイルに保存、または印刷して保管してください。  
整理番号・パスワードを紛失すると  
申込内容を照会できなくなる可能性があります。

OK

手続き選択をする    メールアドレスの確認    内容を入力する    申し込みをする

## 申込完了

均等割申告書（該当ある場合、減免申請書）を行政県税事務所へ送信しました。

入力内容等の確認のため、行政県税事務所の担当者から連絡することがあります。

下記の整理番号 とパスワード を記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、  
メールが届かない可能性があります。

整理番号

パスワード

整理番号 とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。  
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

? denshi-shinsei@s-kantan-mail.bizplat.asp.lgwan.jp  
宛先:

(試験)ぐんま電子申請受付システム

整理番号:

パスワード:

申告法人の名称:

申告により納付すべき県民税の均等割額:

減免申請の有無:

上記の整理番号とパスワードを必ず控えてください。

申込内容照会の際に必要となります。

どちらも半角英数字で、大文字、小文字は区別されます。

他人に知られないよう大切に保管してください。

申込内容照会URL

[https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/inquiry/inquiry\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action)

< 返信

> 転送

入力内容に不備がなければ完了画面が表示され、  
申請完了通知メールが送信されます。  
この際送付される整理番号とパスワードは、申請内容を照  
会する際に使用しますので、大切に保管してください。

ぐんま電子申請受付システム 群馬県

ログイン  
利用者登録

申請団体選択 申請書ダウンロード

手続き申込 申込内容照会 職責署名検証

## 申込内容照会

### 申込照会

整理番号を入力してください

申込完了画面、通知メールに記載された整理番号をご入力ください。

パスワードを入力してください

申込完了画面、通知メールに記載されたパスワードをご入力ください。

整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字（英字：大文字・小文字）で入力して下さい。  
前後にスペースが入ると正しく認識されず、照会できませんのでご注意ください。

ログイン後に申込を行われた方は、ログインしていただくと、整理番号やパスワードを使用せずに照会できます。

照会する >



ぐんま電子申請受付システム 群馬県

ログイン  
利用者登録

申請団体選択 申請書ダウンロード

手続き申込 申込内容照会 職責署名検証

## 申込内容照会

### 申込詳細

申込内容を確認してください。

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	法人の県民税均等割の申告及び減免申請（令和5年度）
整理番号	954909230388
処理状況	完了
処理履歴	2023年3月4日16時19分 自動受理 2023年3月4日16時19分 申込

### 伝達事項

日時	内容
伝達事項はありません。	

### 申込内容

申込内容印刷

## 均等割申告書の作成

申告年月日	
申告先行政県税事務所	

申請完了メールに記載されたURLもしくは、電子申請受付システムの上部にある「申込内容照会」から、申請完了時の整理番号とパスワードを入力することにより申請内容を確認することができます。